

令和元年度 児童相談の概要

(平成30年度 実績)



© 宮城県・旭プロダクション

- 宮城県 中央児童相談所
〃 北部児童相談所
〃 東部児童相談所
〃 東部児童相談所気仙沼支所

はじめに

児童相談所の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

平成30年度、全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は15万9,850件（速報値、前年度比19.5%増）を記録しました。平成2年の統計開始以来28年連続で増加の一途をたどっています。厚生労働省はその主な要因として、昨年度と同様に「配偶者に対する暴力（面前DV）についての警察からの通告増加」を挙げています。

本県における平成30年度の児童虐待相談件数は1,812件（前年度比約27.3%増、仙台市分を含む）と、ここ数年の高止まりの状況が続いており、引き続き厳しい状況にあると捉えております。

平成29年度末から、東京都目黒区、千葉県野田市等での痛ましい児童虐待死亡事案が相次ぎ、令和元年6月、北海道札幌市で死亡事案が発生したことを受け、国は緊急に全国児童相談所長会議を開催して、「48時間ルールの徹底」、「ちゅうちょない一時保護の実施」、「ケースの組織的進行管理」等、児童虐待死亡事案の発生防止の徹底を図りました。

さらに同年8月には、全国児童相談所長会議において「自治体間での転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」のルールが改訂され、子どもの安全を守るため、児童相談所間の連携のより一層の強化を図ることとされたところです。

そのような中、同年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法などの一部を改正する法律」においては、親権者等による体罰の禁止等児童の権利擁護、市町村及び児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等の措置を講ずることとされたところです。

本県では、児童相談所の体制強化及び関係機関との連携強化のため、平成30年度から中央児童相談所に、令和元年度からは他児童相談所にも現役警察官を配置するとともに、児童相談所と警察の合同訓練の見直し、教員向けの児童虐待に関する研修への講師派遣等を実施してきました。今後とも、こうした取組を継続していくとともに、改正法に基づき、児童福祉司の増員等児童相談所の更なる体制強化を図っていくこととしています。

児童福祉分野を取り巻く人材不足、職員の育成等課題は多くありますが、改めて児童相談所が担う役割と責務を認識し、関係各機関と密に連携を図りながら、児童の権利擁護及び健全育成のため、職員一同職務に邁進してまいります。

最後に、この「児童相談の概要」は、平成30年度の宮城県児童相談所（一部仙台市児童相談所を含む。）の実績をまとめたものです。これらのデータを子どもたちの福祉の向上のために役立てていただければ幸いです。

令和2年1月

宮城県中央児童相談所長 今野 直樹
宮城県北部児童相談所長 中川 恵子
宮城県東部児童相談所長 大石 景広
気仙沼支所長 久保 健作

【目次】

I 児童相談所の概要		頁
1	沿革	1
2	概況	3
3	業務	3
4	管轄区域	4
5	組織	5
6	相談の種類と内容	6
7	相談業務の流れ	7
II 業務実績		頁
1 相談調査業務		
(1)	相談種別受付状況	8
(2)	地区別受付状況	10
(3)	経路別受付状況	11
(4)	年齢別受付状況	11
(5)	相談処理状況	14
(6)	虐待相談関係	17
(7)	電話相談	19
(8)	援助方針会議等開催状況	19
2 判定指導業務		
(1)	年齢別・相談種別判定指導状況	20
(2)	医学的・心理学的検査及び指導・治療の状況	24
(3)	情報提供文書作成状況	24
(4)	施設措置児童の判定	24
(5)	乳幼児精神発達精密健康診査	25
(6)	発達障害児等家族支援事業	27
(7)	発達障害児等支援者研修事業	28
(8)	療育手帳判定	29
(9)	巡回相談	29
3 措置業務		
(1)	児童福祉施設の入退所状況	30
(2)	里親登録と里親委託状況	32
4 一時保護業務		
(1)	一時保護(所内保護)の状況	34
(2)	一時保護児童(所内保護)の保護日数	34
(3)	一時保護児童(委託保護)の状況	34
(4)	一時保護児童の対応状況(所内保護)	36
(5)	一時保護児童の対応状況(委託保護)	36
参考資料		頁
県内児童福祉施設		37
189(児童虐待緊急通報ダイヤル)夜間・休日受信対応件数		38

I 児童相談所の概要

1 沿革

- 昭和 22. 12 児童福祉法公布
- 昭和 23. 4 宮城県中央児童相談所(B級)開設(庁舎を北一番丁67におき、旧小笠原産婦人科病院跡を日本医療団宮城県支部より買収。相談・鑑別・保護・庶務の4部制をとる)。
- 昭和 23. 8 石巻児童相談所(D級)開設。(担当地域 石巻市、桃生郡、牡鹿郡、遠田郡、本吉郡)塩釜児童相談所(D級)開設。(担当地域 塩竈市、宮城郡、黒川郡、名取郡生出村、名取郡秋保村)
- 昭和 24. 6 石巻・塩釜両児童相談所新築落成移転。
- 昭和 25. 8 中央児童相談所において、キャロル女史より技術指導を受ける。
- 昭和 26. 4 中央児童相談所、厚生省よりモデル相談事業所として指定を受ける。
- 昭和 29. 9 中央児童相談所、仙台市北八番丁207に新庁舎落成移転。
- 昭和 30. 10 石巻・塩釜児童相談所廃止。中央児童相談所に統合。塩竈市に児童福祉司を駐在させる。
- 昭和 30. 12 児童福祉司増員(13名)。県出張所(11ヶ所)兼務発令となる。
- 昭和 34. 4 A級児童相談所として認可。専任措置係をおく。
- 昭和 34. 12 一時保護所に女兒棟増築及び寮舎改築。
- 昭和 35. 5 チリ地震津波被災地志津川町に臨時保護所開設。
- 昭和 35. 11 課制施行により、総務・相談調査・判定指導・一時保護の4課となる。
- 昭和 36. 4 気仙沼市に児童福祉司を駐在させる。
- 昭和 37. 4 相談調査課の措置係を3名とし、1名を里親専任とする。
- 昭和 37. 5 福祉事務所に福祉課設置。兼務児童福祉司は福祉課所属となる。
- 昭和 43. 6 宮城県総合福祉センター開設。北八番丁より移転し、児童部として業務を行う。(相談調査・判定指導・一時保護の3課制。)
- 昭和 44. 4 県福祉事務所兼務児童福祉司1名となる。相談調査課4係となる(第1・第2・第3・措置係)。
- 昭和 45. 6 一時保護所を総合福祉センター隣接地に新築移転。
- 昭和 48. 8 志津川福祉事務所兼務児童福祉司は、気仙沼市を併せて担当。
- 昭和 50. 4 措置課新設4課となる。
- 昭和 58. 4 移動児童相談所業務開始。移動相談課新設5課となる。
- 平成 元. 4 宮城県古川児童相談所(C級)開設(古川市七日町の古川市所有の建物を借用し、仮庁舎で、総務・相談措置・判定指導の3課制。担当地域 古川市、気仙沼市、遠田郡、志田郡、加美郡、玉造郡、栗原郡、登米郡、本吉郡の2市7郡)。気仙沼市・本吉郡担当児童福祉司を気仙沼市役所に駐在。中央児童相談所の移動相談課を廃止。県福祉事務所兼務児童福祉司を全員児童相談所に引き揚げる。仙台市、政令指定都市昇格に伴い仙台市児童相談所を設置。一時保護は、宮城県中央児童相談所で受託。
- 平成 2. 4 古川児童相談所、古川市駅南二丁目4番3号に新庁舎落成、移転。
- 平成 4. 5 仙台市児童相談所に一時保護所開設。
- 平成 6. 4 古川児童相談所 気仙沼市・本吉郡担当児童福祉司を志津川町駐在に変更。
- 平成 7. 6 中央児童相談所に『子ども・家庭110番』(家庭支援電話相談事業)を開設。
- 平成 12. 11 児童虐待防止法施行
- 平成 13. 4 児童関係機関の再編により、子どもメンタルクリニック、児童関連機関の技術支援、人材育成企画及び中央児童館などを所管する、子ども総合センターが新たに設置される。児童相談所は地域子どもセンターと改称。また、沿岸地域の体制を強化するため、石巻市に中央地域子どもセンター石巻支所を設置した。
- 平成 14. 8 急増する児童虐待に関する相談・通報に迅速・的確な対応を行うため中央地域子どもセンター、同センター石巻支所、古川地域子どもセンターに「虐待対応推進チーム」を緊急配置した。
- 平成 15. 4 中央地域子どもセンター石巻支所の管轄地域(石巻市、桃生郡、牡鹿郡)に古川地域子どもセンター管轄の沿岸部地域(気仙沼市、本吉郡(津山町を除く))を編入して、石巻地域子どもセンターとして独立。

- 平成 17. 4 改正児童福祉法完全施行。市町村が児童相談援助の第一義的機関として位置づけられ、児童相談所の役割は専門性の高い困難事例への対応や市町村の後方支援に重点化される。
- 平成 18. 4 気仙沼・本吉圏域を管轄とする「石巻地域子どもセンター気仙沼支所」を設置した。
古川地域子どもセンターが大崎地域子どもセンターに改称。
- 平成 18. 10 障害者自立支援法の完全施行に伴い、障害児施設への措置は、原則契約制へ移行。
- 平成 19. 6 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正(平成20年4月1日施行)。
市町村に要保護児童対策地域協議会の設置が義務化される。
- 平成 20. 4 地域子どもセンターを児童相談所と改称。併せて大崎を北部、石巻を東部と改称。
また、登米市の管轄を北部児童相談所から東部児童相談所へ変更。
- 平成 23. 3. 11 東日本大震災発生
- 平成 24. 4 民法等の一部改正により、親権停止制度の創設、未成年後見人制度の見直し。児童福祉法の一部改正により、児童相談所長による親権代行等の権限強化と、18歳以上の障害児施設入所者及び障害児通所サービスの実施主体の市町村移行。
- 平成 25. 4 中央児童相談所が、仙台市から名取市の「教育・福祉複合施設まなウェルみやぎ」内に移転。一時保護所の入所定員を20人から30人に増員。
- 平成 28. 6 児童福祉法等の一部改正により、児童の福祉を保障するための理念が明確化された。また、虐待の発生予防から被虐待児の自立支援に至る一連の対策強化を図るとともに、児童相談所や市町村の体制を強化することとされた。
- 平成 29. 4 平成28年の児童福祉法等の一部改正法の施行(要保護児童対策地域協議会の機能強化、児童相談所から市町村への事案送致等、臨検・捜索手続きの簡素化、関係機関等による調査協力、被虐待児童の自立支援として里親委託の推進、養子縁組里親の法定化、自立援助ホームの対象者の拡大、情緒障害児短期治療施設の名称変更等)
- 平成 30. 4 平成29年改正児童福祉法の施行(虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査の導入、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大)
宮城県中央児童相談所家庭支援班に宮城県警察本部から現役警察官配属(併任)
仙台市児童相談所、相談指導課に緊急対応係を新設、2課7係となる。
- 平成 30. 7 宮城県保健福祉部長、仙台市子供未来局長、宮城県警察本部生活安全部長の3者により、「児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定書」を締結
- 平成 31. 3 国で「児童虐待防止対策に関する取組について」の関係閣僚会議を開催した。
児童虐待相談件数の急増、平成30年の目黒区の事案、平成31年の野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化(子どもの権利擁護として「体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進」、また児童相談所の体制強化等)等を決定した。
- 平成 31. 4 中央児童相談所内に次長(企画調整担当)を配置
- 令和 元. 6 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が国会で可決、成立
(※施行は令和2年4月1日、一部令和4年4月1日及び令和5年4月1日)

2 概況

平成31年4月1日現在

	中央児童相談所	北部児童相談所	東部児童相談所	東部児童相談所気仙沼支所												
所在地	〒981-1217 名取市美田園 二丁目1番地の4	〒989-6161 大崎市古川駅南 二丁目4番地3	〒986-0861 石巻市あゆみ野 5丁目7番地	〒988-0066 気仙沼市東新城 三丁目3番3												
電話	022-784-3583	0229-22-0030	0225-95-1121	0226-21-1020												
FAX	022-784-3586	0229-22-0029	0225-23-3473	0226-21-1075												
設置年月日	昭和23年4月1日	平成元年4月1日	平成15年4月1日	平成18年4月1日												
職員数	職員	兼任	非常勤	合計	職員	兼任	非常勤	合計	職員	兼任	非常勤	合計	職員	兼任	非常勤	合計
	47	6	32	85	23	2	3	29	23	2	3	28	7	2	1	11
管内面積	2,413.9 km ²	2,328.77 km ²	1,257.92 km ²	497.12 km ²												
管内人口	620,056人	264,375人	269,529人	76,145人												
児童人口	98,462人	37,738人	39,382人	9,645人												
市町村	7市14町1村	2市4町	3市1町	1市1町												
警察署	7署	6署	4署	2署												
小学校(児童数)	117校(33,430人)	56校(12,987人)	64校(12,437人)	20校(3,007人)												
中学校(児童数)	60校(16,867人)	29校(7,028人)	33校(6,602人)	13校(1,806人)												

(注) 管内人口は、平成31年3月末住民基本台帳。児童人口は各市町村に確認(平成31年3月31日現在)

(注) 学校数、児童生徒数は令和元年度学校基本調査。学校数に分校は含まない。児童生徒数に分校含む。

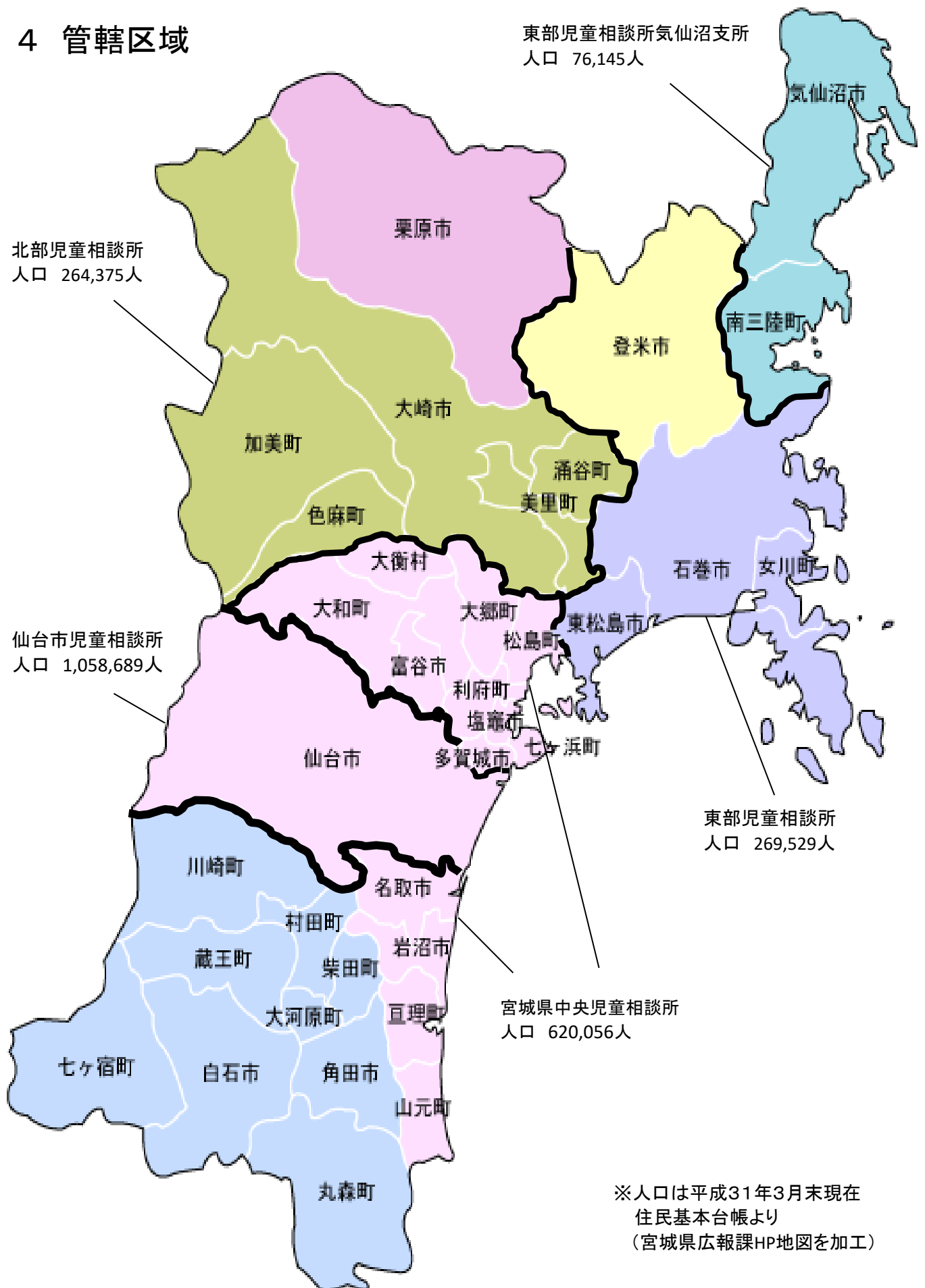
(注) 中央児相の職員数は6月1日現在、非常勤数は8月1日現在(*令和元年度は変動が多いため年度途中で記載)

3 業務

児童相談所は、児童福祉法第12条第1項に基づいて設置されている専門の相談機関で、同条第2項に規定する児童福祉児童に関するさまざまな業務を行っています。主なものは以下のとおりです。

- (1) 市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行う。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- (3) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、及び精神保健上の判定を実施し、心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行う。
- (4) 棄児、家庭事情による養育困難、あるいは保護者等による虐待など児童を緊急に保護する必要がある場合、または非行など児童の問題行動を改善するため、家庭や地域から児童を一時的に切り離す必要がある場合には、一時保護を行う。
- (5) 児童の福祉を図るために、児童の施設への措置や里親への委託などを行う。
- (6) 里親に関して、情報提供や助言、その他の援助、里親の選定及び里親と児童間の調整等を行う。
- (7) 養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

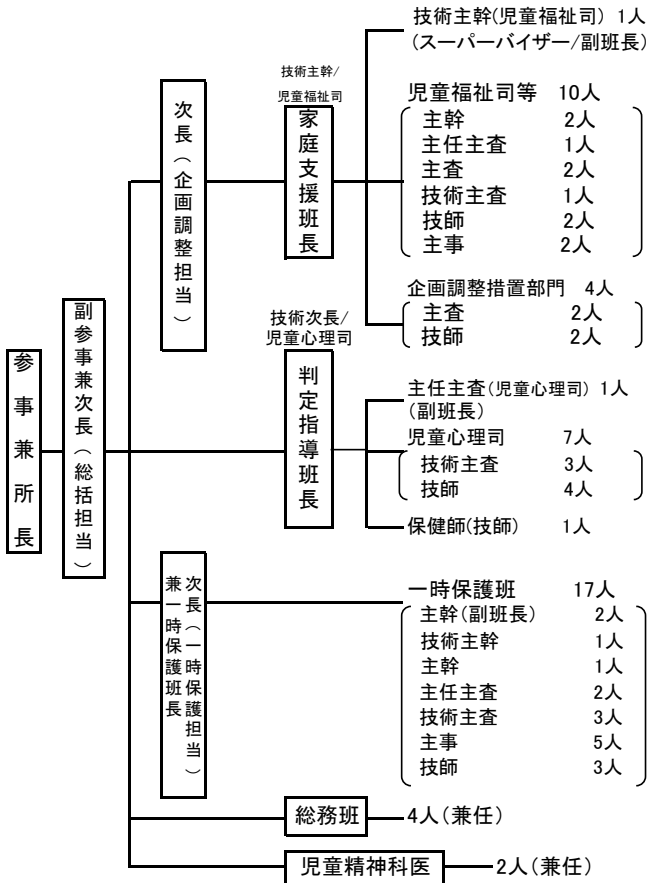
4 管轄区域



5 組織（非常勤を除く）

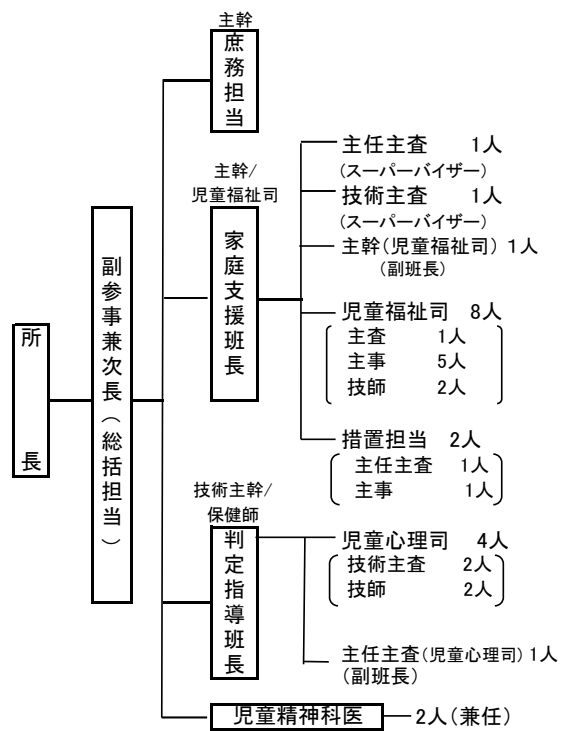
平成31年4月1日現在

中央児童相談所

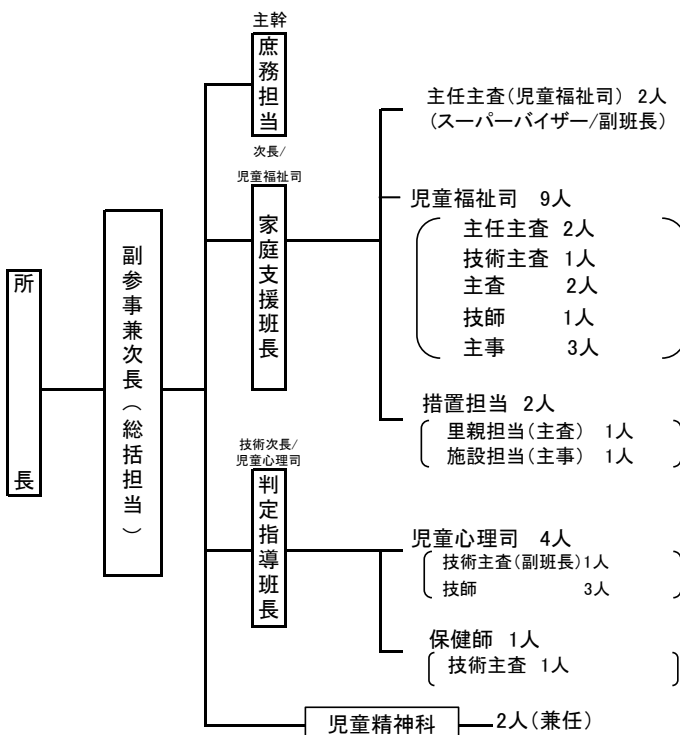


* 中央児相は人事異動のため、8月1日現在で記載する。

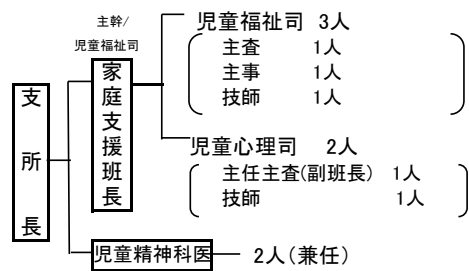
東部児童相談所



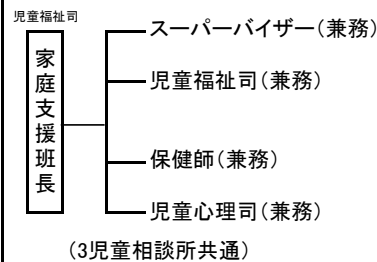
北部児童相談所



東部児童相談所 気仙沼支所



虐待対応推進チーム



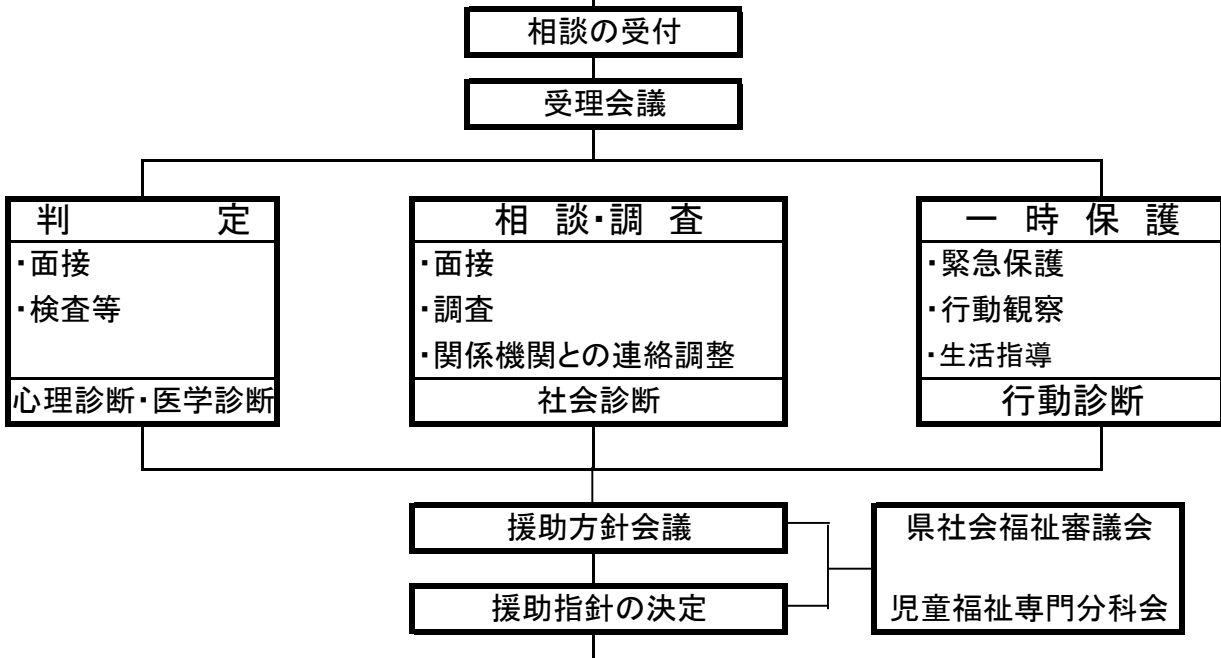
6 相談の種類と内容

相談種別		内容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交, 性的暴行, 性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為, 児童が同居する家庭における配偶者, 家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢, 拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪, 死亡, 離婚, 入院, 稼働及び服役等による養育困難児, 迷子, 親権を喪失・停止した親の子, 後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども, 養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児, 虚弱児, ツベルクリン反応陽転児, 内部機能障害, 小児喘息, その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児, 運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む), ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害, 吃音, 失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども, 言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害, 自閉症, しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖, 浪費癖, 家出, 浮浪, 乱暴, 性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒, 喫煙等の問題行動のある子ども, 警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども, 又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども, 犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果, 通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗, 友達と遊べない, 落ち着きがない, 内気, 緘黙, 不活発, 家庭内暴力, 生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で, 登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患, 養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性, 職業適性, 学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ, 子どもの性教育, 遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

7 相談業務のながれ

平成31年3月31日現在

相談・通告・送致																							
県・指定都市・中核市			市町村			施設・医療		児童家庭支援センター 指定発達支援医療機関		認定こども園 警察等		家庭裁判所 保健所 医療機関		保・医		学校等		家族等		その他			
児童相談所	福祉事務所	保健センター その他	福祉事務所	児童委員	保健センター その他	保育所	児童福祉施設							幼稚園	学校	教育委員会等	里親	児童委員	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他



援助																			
面接指導		児童福祉	児童委員	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導	市町村指導	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設	入所・通所	指定発達支援医療機関等委託	里親・小規模住居型児童養育事業委託	児童自立生活援助の実施	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	法第27条の3による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	県知事・市町村報告・通知	家庭裁判所への家事審判申立て	その他
助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉	児童委員	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導	市町村指導	福祉事務所送致又は通知	児童福祉施設	入所・通所	指定発達支援医療機関等委託	里親・小規模住居型児童養育事業委託	児童自立生活援助の実施	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	法第27条の3による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	県知事・市町村報告・通知	家庭裁判所への家事審判申立て	その他